

# 船橋市重度身体障害者緊急通報装置貸与事業利用誓約書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

申請者 住所

氏名



電話番号

緊急通報装置を利用するにあたり、下記の事項について誓約します。

## 記

1. 緊急通報装置を円滑に利用するため、貸与を受けた緊急通報装置を善良な管理者（申請者）の注意をもって使用し、これを譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供する等目的以外に使用しません。
2. 貸与を受けた緊急通報装置の一部を毀損し、又は紛失したときは直ちに市長にその状況を報告し、その修繕等に要する費用を負担いたします。
3. 次の各号に該当する場合は、速やかに緊急通報装置を市長に返還します。
  - (1) 緊急通報装置貸与要件に該当しなくなったとき。
  - (2) その他、市長が緊急通報装置を貸与する必要があると認めたととき。
4. 住所、電話番号、緊急連絡先が変わったとき、緊急通報装置が不要となったとき及び緊急通報装置貸与要件を欠いたときは速やかに連絡します。
5. 緊急通報を発したときは、必要に応じて、業務委託事業者及び消防機関等が住宅内に立ち入ることを認めます。なお、その際に住宅内の一部に破損が生じても、修復責任を問いません。
6. 万が一、充電切れや停電、電話回線の不具合等により装置が使用できなかった場合についても、市に責任を問いません。
7. 毎年、状況調査のために市から送付される現況届について、必要事項を記載して、指定される期限までに、市へ提出します。
8. 緊急通報装置の貸与を受けるにあたり、当装置の返却までの間、その使用に係る情報を緊急通報装置貸与業務委託事業者、市関係部署等の関係者に提供することに同意します。